

令和5年7月27日開催

新庄市農業委員会第2回総会議事録

新庄市農業委員会

新庄農業委員会総会（令和5年7月）議事録

1. 開催日時 令和5年7月27日（木）午前10時

2. 開催場所 新庄市民プラザ 小ホール

3. 出席委員（18名）

1番	浅沼	玲子	2番	笹	行也
3番	松田	浩一	4番	早坂	浩樹
5番	指村	貞芳	6番	森	良一
7番	下山	秀一	8番	奥山	久
9番	中鉢	浩	10番	五十嵐	成生
11番	田宮	成彦	12番	齋藤	謙二
13番	星川	吉和	14番	伊藤	和彦
15番	三原	幸一	16番	星川	秀男
17番	星川	豊	19番	高山	光弥

4. 欠席した委員（1名）

18番 佐藤 喜代志

5. 議事日程

- 日程第 1 議事録署名委員及び会議書記指名
- 日程第 2 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 日程第 3 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 日程第 4 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
- 日程第 5 報告第 2 号 地目変更登記に係る法務局からの照会について

6. 出席した事務局職員

事務局長 叶内 敏彦 総務主査 鏡 彰広
主 任 八 鍬 貴 征

7. 総会議長

浅沼 玲子

8. 会議の概要

○議長

それでは、これより令和 5 年度新庄市農業委員会第 2 回総会を開催いたします。議事に入る前に事務局より出席の確認をお願いします。

○事務局長

現在の出席委員は 18 名です。欠席通告者は、18 番佐藤喜代志委員の 1 名です。従いまして、現に在任する委員の出席者が過半数を上回っておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本第 2 回総会が成立していることをご報告申し上げます。

それでは会長に議長をお願いいたします。

○議長

それではこれより議事に入ります。はじめに、日程第 1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。慣例により議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

ご異議ないようですので、議事録署名委員に 6 番森良一委員と 13 番星川吉和委員の両名をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の鏡彰広さんと八鍬貴征さんを指名いたします。以上で日程第 1 を終わります。

○議長

次に日程第2、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。

ここで、8番奥山久委員が関係委員となっておりますので、農業委員会法等に関する法律第31条の規定により退席いたします。

暫時休憩します。

(奥山久委員 退席)

○議長

休憩を解いて再開します。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、萩野地区2件、八向地区1件、計3件ご提案申し上げます。

(議案書を基に申請内容を説明。)

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連して、担当委員の方から調査の結果について報告をお願いします。

それでは、萩野地区1番について調査報告をお願いします。

○13番

萩野地区1番につきまして、7月22日に調査確認いたしました。貸人と借人は親戚関係であり、隣接している農地の為双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しく申し上げます。

○議長

続いて、萩野地区2番について調査報告をお願いします。

○13番

萩野地区2番につきまして、7月22日に調査確認いたしました。貸人と借人は親戚関係であり隣接している農地の為双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しく申し上げます。

○議長

続いて、八向地区1番について調査報告をお願いします。

○3番

八向地区1番につきまして、7月21日に現地調査並びに聞き取り調査いたしました。問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決、決定されました。

ここで、退席委員の入場を認めます。

暫時休憩します。

(奥山久委員 入場・着席)

○議長

休憩を解いて再開します。

○議長

次に日程第3、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程します。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、新庄地区1件、ご提案申し上げます。

(議案書を基に申請内容を説明。)

ご審議の程よろしくお願ひいたします。

○議長

ただいまの提案に関連して、担当委員の方から調査の結果について、報告をお願いします。それでは、新庄地区1番について調査報告をお願いします。

○2番

新庄地区1番につきまして、7月21日に調査確認いたしました。事由は詳細のとおり住宅建築ということで、問題ないと判断いたしましたので、宜しくをお願いします。

○議長

ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり決する事にご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり可決、決定されました。

○議長

それでは報告案件に入ります。

次に日程第4、報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを上程します。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

報告の説明をさせていただきます。

報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出について新庄地区3件、稲舟地区1件、計4件ございます。議案書に基づきご報告申し上げます。

(議案書を基に申請内容を説明。)

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、質疑ござい

ませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出については、原案のとおり可決、承認されました。

○議長

次に日程第5、報告第2号地目変更登記に係る法務局からの照会についてを上程します。それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局

報告第2号地目変更登記に係る法務局からの照会について萩野地区1件、八向地区1件、計2件を議案書に基づきご報告申し上げます。

(議案書を基に報告内容を説明。)

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの報告第2号地目変更登記に係る法務局からの照会について、質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第2号地目変更登記に係る法務局からの照会については、原案のとおり可決、承認されました。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。

その他の件について何かございませんか。

<「なし」という者あり>

○議長

ないようですので、これにて新庄市農業委員会第2回総会を閉会いたします。

本総会議事録は、新庄市農業委員会会議規則第18条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するため茲に署名する。

令和5年7月27日

新庄市農業委員会

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員